

社会福祉法人 幸栄振興会

役員等名簿

令和6年6月現在

理事

五十嵐 雅樹

佐藤 孔

佐藤 二郎

山本 操

岩橋 俊三

堀内 雄次郎

監事

佐藤 通孝

樋口 佳代子

評議員

遠藤 妙子

斎藤 達弥

倉島 良舟

布施 征雄

石田 謙一

成田 誠一

高橋 雅子

社会福祉法人
幸栄振興会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸栄振興会 定款第5条に規定する
評議員及び第15条に規定する役員（理事・監事）の報酬等
及び費用に関する事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号
に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価
として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊を含む）等の職務執行に伴い発生
する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うに要する費用は、弁償すること
ができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人幸栄振興会旅費規程に基づ
き支給する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。